

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

寝屋川市の人口は、平成30年4月1日現在で234,851人で、少子高齢化の影響もあり、長らく減少傾向である。また、65歳以上の高齢者が占める割合が28.9%と高く、全国的な傾向と同様に今後人口減少及び少子高齢化が進むものと予測される。本市の産業は、高度経済成長期においては、近隣に所在する大企業の事業拡大及びそれに伴う人口急増とともに発展してきたが、その依存度の高さから、近年は景気低迷による大企業の事業縮小や生産拠点の海外移転等による影響を大きく受けている。主な産業は、卸売業、小売業であるが、近年は医療や福祉といった業種が増えてきており、独自の技術を保有する製造業など、多種多様な産業が集積している。また、事業者の実態としては、人口減少の影響もあるが、特に未来を担う若手人材の不足や中堅層で働き盛りの人材が減少しており、技術継承していくことが非常に困難な状況であり、また後継者がいないため廃業に至る事業者も少なくなく、市内を取り巻く状況は依然厳しい実態である。そのような課題解決に向け、寝屋川市として、補助金制度や経営支援アドバイザー等による支援を行っている。

(2) 目標

本計画を策定し、市内事業者が行う先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業の技術力と経営力の強化、人材育成、雇用の創出等市内産業全体の活性化を図る。

これを実現するため、計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数目標を50件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

理由：本市の産業は多種多様な産業があり、これら全ての業種の幅広い取組を支援することで、目標を達成できると考えるため。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

寝屋川市内全域

理由：市内で産業集積地域がなく、全ての地域の事業者を対象とすることでより効果を高めるため。

(2) 対象業種・事業

すべての業種、事業

理由：本市産業は、多種多様な業種があり、これらの業種全てを対象とすることで、市内産業のさらなる振興を図る。また、本計画の目標を達成するためには、事業者が行う多様な事業でかつ、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 産業の活性化には雇用の促進が欠かせないため、人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、寝屋川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者など反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。